

### 3-2-5 太陽光発電事業等を開始した場合の届出について

Q 太陽光発電事業等を開始した場合にどのような届出が必要となりますか？

A 個人が新たに事業を開始した場合には、所得税及び源泉所得税並びに消費税に関する各種届出書等の提出が必要となります。

(I)

#### 解説

主たる届出について、解説します。特殊な事情がある場合を除き、通常は、★を付した3点を提出します。

#### 1. 所得税の届出

##### (1) 個人事業の開廃業等届出書 (★)

新たに事業を開始した場合、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止した場合又は事業を廃止した場合には、この「個人事業の開廃業等届出書」をその事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

この届出は、報告的届出とされており、期限を過ぎても、提出がなくても、罰則はないとされています。ただし、融資を受ける場合や、償却資産税軽減の申請に必要となる可能性があり、期限内に提出すべきと考えられます。

なお、事業的規模にない不動産所得や雑所得に係る業務を開始する際には、提出をしない(できない)ものと解され、また、既にこの届出を提出して事業を行っている事業主が、他の事業を追加で開始する際にも、提出は要しないものと解されます。

##### (2) 所得税の青色申告承認申請書 (★)

青色申告承認申請書は、承認を受けようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後に開業した場合には、開業の日から2か月以内)に提出します。

この届出の提出期限は絶対的なものであり、過ぎてから提出すると、その年分には効力が活性せず、青色申告を行えるのは翌年分からとなります。

##### (3) 青色事業専従者給与に関する届出書

青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後開業した場合や新たに事業専従者を有することとなった場合には、その日から2か月以内)に提出します。

新たに従業員(青色事業専従者)を雇ったことになるため、源泉所得税の徴収義務が生ずるので、注意が必要です。

## 2. 源泉所得税の届出

### (1) 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

従業員や青色事業専従者に対する給与の支払いが開始された場合には、源泉徴収義務が生ずることとなるため、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を、その給与支払事務所等の開設の日から1か月以内に提出します。

### (2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

給与の支給人員が常時10人未満である給与等の支払者が、給与等から源泉徴収した所得税の納期について年2回にまとめて納付するという特例の適用を受ける場合には、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出します。

申請書を提出した月の翌月末までに通知がなければ、申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

## 3. 消費税の届出（いずれも、提出が有利な場合に限り、提出する。）

### (1) 消費税課税事業者選択届出書（★）

選択しようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間等である場合には、その適用を受けようとする課税期間中に提出します。提出により、課税事業者を選択することができます。

### (2) 消費税課税期間特例選択届出書（課税期間の短縮を選択する場合）

選択しようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その適用を受けようとする課税期間中に提出します。

#### <参考条文>

#### 所得税法

（開業等の届出）

第二百二十九条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。